

要件及び委嘱手続き、定数

- 民生委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のある者の中から推薦。
- 任期は3年で、再任は可能。(本年12月1日が改選日)
- 都道府県知事は、市町村の民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴き、厚生労働大臣に推薦。
- 定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて定める。
(平成18年3月31日現在の定数229, 896人 ※平成19年12月1日改選時点の定数(暫定)232, 104人)
- 定数充足率は全国ベース98.57%。指定都市で低い傾向。

<定数充足率の低い地域>

1. 川崎市 91.13%
2. 沖縄県 92.82%
3. 横浜市 93.43%
4. 堺市 95.14%

<定数充足率100%の地域>

富山県、京都府、福井県、
愛媛県、富山市、金沢市、
豊橋市、姫路市、福山市、
松山市、鹿児島市

<参考>

民生委員・児童委員配置基準表

区分	配置基準
東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人
中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人
町 村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人

主任児童委員配置基準表

民生委員児童委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人